

# 震災被災企業の事務所等賃借料を助成します！

## <本制度の概要>

静岡市では、東日本大震災により直接・間接的に被災した企業が一刻も早く操業を再開し立ち直るために、一時的に本拠地を離れ、本格復旧までの間、静岡市内に事務所等を確保・操業する企業に対して、事務所等賃借料を補助し、被災地での再建・再起を期す企業を支援します。

## 【対象企業】

東日本大震災災害発生により直接または間接的被害を受ける企業で、被害状況を証明できる次に該当する企業を対象とする。

- ①東日本大震災において、被災を受けた地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に限る)に立地する事業所が、全壊、流出、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受け、その旨のり災証明の発行を、事業所の所在市町村から受けている企業
- ②福島第一原子力発電所の警戒区域等に設定された地域に事業所を有する企業
- ③東京電力・東北電力管内に立地する事業所を有する企業で震災の影響による夏場の電力供給逼迫等に伴い、事業活動に支障をきたすと市長が特に認める企業

## 【対象業種】

製造業、製造業の分野に係る開発・研究所、情報通信業、コンテンツ製作業、経営コンサルタント業、機械設計業、コールセンター

## 【対象要件】

- ・事務所床面積25㎡以上(工場は300㎡以上)であること。
- ・当該事業所に従業員3人以上が従事すること。
- ・1年以上の同一事業実績を有すること。
- ・平成23年5月1日から平成24年3月31日までに、3月以上の賃貸借契約を締結し、事業を開始すること。
- ・建物賃貸借契約締結日より1月以内に申請すること。

## 【補助内容】

被災の区分	補助対象	補助対象期間	限度額	補助率
直接被災企業(対象①、②)	建物賃借料	最大12月	200万円	建物賃借料の1/2
間接被災企業(対象③)				建物賃借料の1/4

○補助対象:建物賃借料

(※敷金、礼金、保証金、権利金、不動産手数料、火災保険料、その他直接事務所の賃借に要しない経費を除く。)

○補助回数:1企業1回

当制度のご活用の際は、計画段階からご相談ください。

### お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業政策課 企業立地担当  
 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8  
 TEL 054-354-2407 FAX 054-354-2132  
 E-mail sangyouseisakuka@city.shizuoka.lg.jp  
<http://www.city.shizuoka.jp/deps/sangyouseisaku/index.html>

静岡市東京事務所 企業誘致推進担当  
 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1  
 TEL 03-3556-0865 FAX 03-3556-0866  
 E-mail tokyo@city.shizuoka.lg.jp